

その1 市税などの納付について

○納期内納付にご協力ください！

市税などは納期限までに必ず納付してください。納期限までに納付されなかった場合は、督促状が発送され、督促手数料が加算されます。

○便利な口座振替をご利用ください！

市税などをあらかじめ指定された口座から振り替える、便利な納付方法です。市内の金融機関（銀行、農協、ゆうちょ銀行など）の窓口で口座振替する通帳と届出印を持参すると、簡単に手続きができます。

○コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリで納付ができます！

市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、国民年金保険料はコンビニエンスストアで納付できるほか、バーコードを読み取るスマートフォン決済も利用可能です。対象アプリはPayPay、LINE Payです。

○二次元コード決済やクレジットカード決済で納付ができるようになりました！

市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税の納付書に二次元コードが記載されています。これを利用したスマートフォンなどによる二次元コード決済や専用サイトでのクレジットカード決済が可能です。

利用可能なサービスなど詳細は右の専用サイトまたは市ホームページをご覧ください。



その2 市税に関する証明について

●市税に関する証明の発行場所

市役所木田第1庁舎の市税総合窓口、各総合事務所および南・北出張所

●請求に必要なもの

- ・本人または同一世帯の親族の場合……窓口に来る人の本人確認ができるもの
- ・代理人の場合……委任状および代理人の本人確認ができるもの

●マイナンバーカードによる所得・課税証明書のコンビニ交付

上越市で課税されており、コンビニ交付サービス利用日に上越市に住居登録がある人は、最新年度の所得・課税証明書がコンビニエンスストア等で取得できます。

●証明の種類と料金など

種類	主な用途	手数料
所得・課税証明書	被扶養者認定、年金請求、助成金・補助金の申請など	個人、年度ごとに1件350円（コンビニ交付は300円）
納税証明書	金融機関からの借入など	納税義務者、税目、年度ごとに1件350円
資産証明書 名寄帳など	登記申請、内容確認など	所有者、年度ごとに土地・家屋・償却資産の別で各350円 (例)土地2筆、建物1棟のとき 350円×2種類=700円

※令和6年度（令和5年分）の所得証明書などの発行開始時期は、毎月の給料から天引きにより市民税を納付している人（公的年金収入などがある人を除く）は5月15日㊦から、それ以外の人は6月14日㊧からとなります。

※市税を納めてから日を置かず納税証明書を請求する場合に、納税を確認できない場合がありますので、領収書をお持ちください。口座振替の場合は、引き落としが記帳された通帳をお持ちください。

その3 国民健康保険の加入・脱退には届け出が必要です

届け出の際には、下記のほか世帯主と加入者本人のマイナンバーを確認できる書類、運転免許証など本人確認ができるものをお持ちください。

こんなとき	必要な手続き	届け出に必要なもの
職場の健康保険を脱退したとき	加入の手続き	○健康保険資格喪失連絡票
社会保険など職場の健康保険に加入したとき	脱退の手続き	○国民健康保険被保険者証 ○職場から交付された保険証（全員分） または健康保険資格取得連絡票
国民健康保険に加入している人が、転出・転入、転居するとき…住民登録の届け出のほか、国民健康保険の届け出が必要です。	住所変更の手続き	○国民健康保険被保険者証 ○進学のために転出する場合は、国民健康保険被保険者証と在学証明書や学生証の写しなど

令和6年度

市税などの納期限

※ 年度の納期限をお知らせします

税目 納期限	市・県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	国民健康 保険税	後期高齢者 医療保険料	介護保険料	国民年金 保険料	国税 (所得税)	県 税
4月30日㊦		1期 全期前納			* 随時期	1期	2年前納 1年前納 上期前納		
5月31日㊧			全期		* 随時期	2期	4月分		自動車税 (種別割) 定期
7月1日㊨	1期 全期前納					3期	5月分		
7月31日㊩		2期		1期 全期前納	1期	4期	6月分	予定納税 1期	
9月2日㊪	2期			2期	2期	5期	7月分		個人事業税 1期
9月30日㊫				3期	3期	6期	8月分		
10月31日㊬	3期			4期	4期	7期	9月分 下期前納		
12月2日㊭				5期	5期	8期	10月分	予定納税 2期	個人事業税 2期
1月6日㊮		3期		6期	6期	9期	11月分		
1月31日㊯	4期			7期	7期	10期	12月分		
2月28日㊰		4期		8期	8期	11期	1月分		
3月17日㊱								申告所得税	
3月31日㊲				9期	9期	12期	2月分		
4月30日㊳							3月分		

※後期高齢者医療保険料の随時期は、2月および3月に新規加入した人の支払い月です。

問合せ

【市税など】上越市役所（☎025-526-5111（代表））

- 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）について…税務課（☎025-520-5649）
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料について…国保年金課（☎025-520-5714、☎025-520-5717）
- 介護保険料について…高齢者支援課（☎025-520-5706）
- 納税・納入の相談について…収納課（☎025-520-5654）

【国民年金保険料】上越年金事務所（☎025-524-4112）

【国税】高田税務署（☎025-523-4171（代表））

【県税】上越地域振興局県税部

- 自動車税（種別割）について…収税課（☎025-526-9311）
- 個人事業税について…課税課（☎025-526-9306）